

静岡市茶生産改良整備事業（有機 JAS 認証取得事業） Q&A

Q 1. 本補助金の概要及び目的は何ですか。

A 1. 市内の茶の有機農業への取組を促進し、持続可能な茶業経営を実現することを目的に、茶の有機 JAS 認証を取得する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものです。

Q 2. 本補助金の対象者はどこまでですか。

A 2. 市内に住所を有し、居住し、かつ市内にて農地を所有又は借り受け耕作を行う茶農家（団体や法人含む）が対象となります。

Q 3. どのような事業が補助対象になりますか？

A 3. 当該年度中に茶の有機 JAS 認証（有機農産物又は有機加工食品（両方も可））を取得する事業が対象となります。認証は新規認証及び継続認証いずれも対象となります。

Q 4. 補助対象経費の範囲はどこまでですか。

A 4. 茶の有機 JAS 認証を取得するために登録認証機関に支払う経費（消費税及び地方消費税を除く。）が対象となります。ただし、国又は地方公共団体による補助事業との併用はできません。

【対象】

- ・ 認証機関事務費（申請費、書類審査費、判定費、認証書発行費、リモート調査手数料等）
- ・ 検査費（検査日当、移動日当、報告書作成費等）
- ・ 検査員旅費（交通費、宿泊費等）
- ・ JAS 講習会受講費（交付決定後に受講したものに限り） など

【対象外】

登録機関への入会金、年会費をはじめ JAS マークシール発行費、運営費（ロイヤリティー）などに相当する経費 など

Q 5. 本補助金では、どの程度の金額の支援が受けられますか。

A 5. 補助対象経費の 2 分の 1 以内の額（上限 5 万円）です。

Q 6. 申請時に提出が必要な書類は何ですか。

A 6. 以下書類をご提出頂く必要があります。

- (1) 茶生産改良整備事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 収支予算書（様式第 3 号）
- (4) 事業実施場所がわかる書類
- (5) 定款、規約等（法人、組合その他の農業者で組織する団体の場合）
- (6) 団体構成員名簿（法人、組合その他の農業者で組織する団体の場合）
- (7) 見積書の写し

Q 7. 事業完了後（認証取得後）に提出が必要な書類は何ですか。

A 7. 以下書類をご提出頂く必要があります。

- (1) 茶生産改良整備事業補助金実績報告書（様式第 7 号）
- (2) 事業実績書（様式第 2 号）
- (3) 収支決算書（様式第 3 号）
- (4) 事業実施場所がわかる書類
- (5) 請求書の写し
- (6) 有機 JAS 認証を取得したことがわかる書類

Q 8. 「有機 JAS 認証を取得したことがわかる書類」とはどういうものですか。

A 8. 認証機関が発行する認証証明書など、認証の取得を確認できる書類です。

Q 9. 任意の団体でも申請可能ですか。

A 9. 任意の団体でも規約の定めがあり総会等で会計報告を行い、適切な事業実施と会計事務を行うことができる団体であれば申請可能です。以下書類を添付してください。

- (1) 定款、規約等
- (2) 団体構成員名簿

Q10. 本補助金の申請にあたっては、どのような手続きが必要になりますか。

A10. 本補助金を活用する際に必要な手続きは、次のとおりです。

- (1) 希望調書の提出 J A 営農指導担当者もしくは農業政策課に提出します。
- (2) 申請書の提出 必要な書類を添付して、農業政策課に申請します。
- (3) 事業実施 補助金の交付決定が下り次第、事業を実施してください。
- (4) 事業完了 事業が完了したら、J A 営農指導担当者もしくは農業政策課へご連絡下さい。その後、実績報告書を農業政策課に提出します。
- (5) 請求書の提出 交付確定通知後、農業政策課に請求書をご提出ください。

その他、ご不明な点がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

静岡市役所農業政策課 お茶のまち推進係 電話 054-354-2089